

フィンポート税理士法人

# 被相続人の期待に応える 「正しい」相続税対策を提案

相続の考え方や財産の受け渡しの手法は時代とともに多様化しています。法人と個人の税務業務を担うフィンポート税理士法人は、被相続人の意向と「正しい」節税の実現に尽くします。

**経営環境やトップの考えを踏まえた財産分割案を提案**

フィンポート会計グループは、公認会計士と税理士による3つの会社を中核としたグループで、M&A（合併・買収）、相続、事業承継、企業税務、コンサルティングなど、会計と税務と経営の広い分野で顧客をサポートしています。そのうち、法人と個人の税務業務を担うフィンポート税理士法人で近年増えているのが、準備を含めた相続税の相談です。「税務顧問をお受けしている企業のオーナー経営者からお元気づけにお声がけいただけます。経営環境やご意向に基づき財産分割案を作成し、相続税のシミュレーションと分割案の修正を何度も行い、遺言書を作成します」（フィンポート会計グループ代表公認会計士・税理士の松本光博さん）

**相続対策は「時間」がカギ  
王道の手法で税金を最小化**

オーナー経営者の相続の場合、経営する企業の株式をどのように

分割するか、そして相続税の納税資金をどう確保するか、2点が課題になることが多いそうです。

「未上場企業の株式価値を算定すると想定以上に多額になり、相続税はその分膨らむケースが少なくありません。私たちは、法的に問題のない方法で相続税を抑えるとともに、納税資金の確保および相続人の皆様のご納得できる分割案を提案します」（フィンポート税理士法人公認会計士・税理士の細井健太郎さん）

具体的には、①暦年贈与、②相続時精算課税、③投資用不動産④自社株の株価引き下げなどを組み合わせながら、正しい方法で税金を最小化し、最適な相続の実現を目指します。これらは、言わば相続対策の王道といえるでしょう。「企業税務における日頃の対応をご評価いただき、家族や親族が関わるデリケートな相続も相談したいという流れが増えています。私たちは会社の強みや課題を把握していますので、『早めに相続対策を始め、時間を確保すれば、その分選択肢が増えます』と促し



フィンポート会計グループ  
公認会計士・税理士  
江田 信之さん

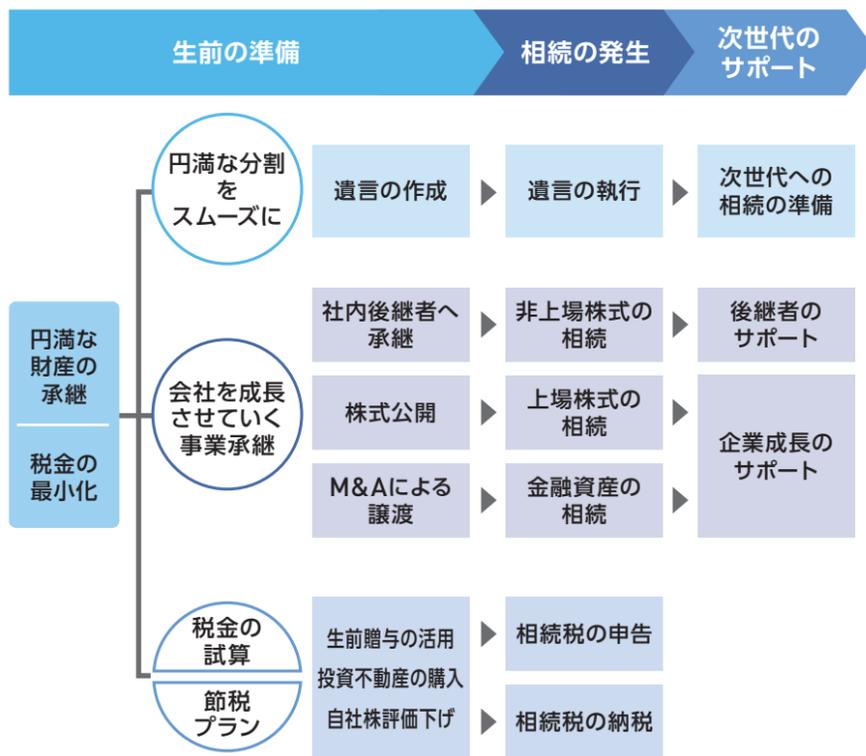
フィンポート税理士法人  
公認会計士・税理士  
細井 健太郎さん

フィンポート会計  
グループ代表  
公認会計士・税理士  
松本 光博さん

**資産家や企業オーナー家の  
2代、3代にわたる支援も**

相続に関する相談は、口コミや金融機関からの紹介などを通じて税務顧問先の企業経営者以外からも寄せられます。首都圏に住んでいるある資産家のケースでは、最初のきっかけは銀行からの紹介でした。

## ● 企業税務にも強いフィンポートの相続サービスライン



「最初は所得税のご相談をいただいていた。相談の終了後、『将来の遺産分割もアドバイスをほしい』とご依頼いただいたので、現在は様々な状況を想定したシミュレーションを行いながら遺言書や各種相続手続きの進め方を

一緒に検討しています」（細井さん）  
20年以上にわたって相続業務を手がけてきた松本さんによると、最近では、2代、3代にわたる相続支援の案件が増えてきたそうです。「被相続人のご期待に永続的

にお応えできるよう、2021年に税理士法人化しました。社員を増やすなど体制を充実させ、これからは皆様の支援していきます」（松本さん）。相続が起きたときも、備えたいときも、頼りになる存在へ進化し続けます。

### M&Aによる納税資金確保もワンストップで対応

フィンポート会計グループは、会計と財務、経営コンサルティング業務を行うフィンポート株式会社、M&Aと事業承継支援のフィンポート・アドバイザー合同会社、そしてフィンポート税理士法人の3社を軸として構成します。

そのため顧客の事情に応じた柔軟な解決策を提案できます。例えば、企業

オーナーで後継者がいない、または子供や一族には継がせたくないケース。グループ内にM&A専門のフィンポート・アドバイザー合同会社を抱えているので、M&Aで企業を外部企業などに売却し、財産を現金（金融資産）に替えるといった相続を実現することがワンストップで可能です。

### INFORMATION

# Finport

## フィンポート税理士法人

東京税理士会 麹町支部所属  
〒102-0083  
東京都千代田区麹町2丁目8番  
MLC麹町ビル4階  
TEL 03-6380-9760  
<https://finport.co.jp/>

